「山口県警察特定事業主行動計画」の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

山口県警察では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、「山口県警察特定事業主行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定・実施しております。

女性活躍推進法第19条第6項及び次世代育成支援対策推進法第19条第5項の規定に基づき、行動計画の実施状況を公表いたします。

併せて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、山口県警察における女性の職業選択に資する情報を公表します。

今回公表するのは、令和5年4月に令和7年度末までを期間として策定し、実施している計画に基づく取組結果及び目標の達成状況です。

【行動計画における目標】

[R5.4.1~R8.3.31]

	1 2	
目標項目	目標数値	目標年度
職員の年次有給休暇※1の取得日数	15日以上	R7
出産補助休暇*2及び育児参加休暇*3の合計取得日数が5日以上の男性職員の割合	100%	R7
男性職員の育児休業の取得率	60%	R7
全警察官に占める女性警察官の割合	約12%	R8

- ※1 夏季休暇(特別休暇・4日)を含まない
- ※2 男性職員が、妻の出産に伴う入退院の付添等のために取得できる特別休暇(3日以内)
- ※3 男性職員が、子を養育するために取得できる特別休暇(5日以内)

行動計画における取組の実施状況(令和5年度)

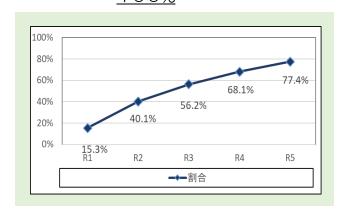
女性活躍推進法第19条第6項及び次世代育成支援対策推進法第19条第5項に基づく公表

◆行動計画における数値目標の達成状況◆

【目標1】 職員の年次有給休暇の取得日数 ~15日以上



【目標2】 出産補助休暇及び育児参加休暇の合計 取得日数が5日以上の男性職員の割合 ~100%



【目標3】 男性職員の育児休業の取得率~60%



【目標4】 全警察官に占める女性警察官の割合 ~約12%



◆行動計画の具体的取組状況◆

【全職員のワークライフバランスの推進】

- 働き方改革の取組「山口県警察チャレンジビジョン」の推進
 - 「月一年休」など休暇取得を奨励、パソコンのポップアップ表示を活用した「定時退庁日の通知」などにより、非効率的な時間外勤務を抑制
- 男性職員の育児休業取得促進
 - 中小規模警察署の男性職員が一定期間以上の育児休業を取得する場合、警察署業務を補完する支援要員 を警察本部関係所属等から派遣することにより、育児休業を取得しやすい環境を整備
 - 配偶者の妊娠報告時に育児支援制度を記載したハンドブックを手交、制度利用の意向を確認
 - 機関誌「防長警友」への育児休業取得体験記及び上司のコメントを掲載し、男性職員の育児休業取得に 対する職員の理解を促進
 - 男性警察職員の子育て参画を促進するため、部外講師を招へいして教養を実施
- 〇 ハラスメント対策
 - 「ハラスメント防止対策要綱」に基づき、相談窓口の周知、個別事案の相談対応、部外講師を招へいして教養を実施

【女性職員の活躍推進】

- 〇 登用拡大
 - 令和5年度に女性警視1名を初めて管理職に登用
- 〇 採用拡大に向けた取組
 - 採用パンフレットに活躍する女性職員や育児支援制度の記事を掲載
- 育児期職員のモチベーション向上
 - ・ 「育児休業をする職員に対する職場復帰支援要綱」に基づき、育児休業取得前及び復帰前に面談を実施
 - 育児期職員に対する当直勤務経験の確保及び当直勤務免除の適正な運用を推進
- 〇 昇任意欲向上への取組
 - 適性や能力のある女性職員の幹部への登用を推進するため、キャリアアップをテーマとした研修会を開催し、昇任と育児の両立、キャリアデザイン等について意見交換を実施

【次世代育成支援】

○ 本部庁舎見学、交通安全学習館での交通安全教育、各警察署での職業体験学習などを積極的に受入れ



女性の職業選択に資する情報の公表 (令和5年度)

◆ 職業生活における機会の提供に関する実績◆

1 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	総数	男性	女性	女性 割合
警察官	106	75	31	29.2%
一般職員	9	1	8	88.9%
会計年度 任用職員	39	5	34	87.2%

※定年退職者の再任用、退職者の再度の任用等は除く

2 職員に占める女性の割合(令和6年4月1日)



区分	定数	女性	女性 割合
警察官	3148	378	12.0%

※警察官の定数〜山口県地方警察職員定数条例における 警察官の定数 3148 人

- ·	(4))//-			女性
区分	総数	男性	女性	割合
一般職員	384	173	211	54.9%
会計年度 任用職員	153	105	48	31.4%

◆ 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績 ◆

1 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

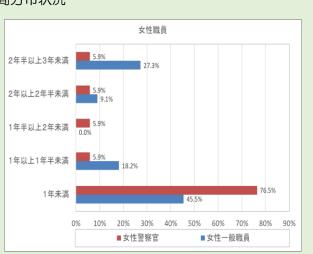
区分	割合
男性全体	74.0%
警察官	72.9%
一般職員	100.0%

区分	割合
女性全体	100.0%
警察官	100.0%
一般職員	100.0%

「育児休業」の取得期間分布状況







2 男性職員の「出産補助休暇」「育児参加休暇」の取得率

区分	出産補助休暇 ※1	育児参加休暇 ※2
男性全体	96.6%	93.2%
警察官	96.4%	92.9%
警察職員	100.0%	100.0%

- ※1 男性職員が、妻の出産に伴う入退院の付添等のために 取得できる特別休暇(3日以内)
- ※2 男性職員が、子を養育するために取得できる特別休暇 (5日内)

3 職員の年次有給休暇の平均取得日数

区分	平均日数
警察官	15.6
一般職員	16.1



本件担当 警務部警務課企画第一係